

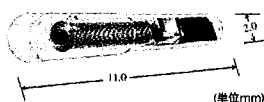
究極の迷子札 第2回

ライフチップQ&A

今回は紙面の関係で、マイクロチップについて前号でお話し出来なかった部分や、前号の記事の後、ARKの方へ寄せられた質問の中から代表的なものを選び回答をします。(東田獣医科 東田和弘)

1) ライフチップの普及度合いについて

ライフチップ(一般名:マイクロチップ)は、動物用医療用具として農林水産省に認可され、1997年から販売されました。アジアで



も、シンガポール、香港、台湾では既に犬の登録にマイクロチップが使用され、欧米でも国家レベル、州レベルで犬(フランスでは猫、馬)の登録に活用されていますが、日本では法的にマイクロチップをペットの登録に義務付けしていないこともあり、普及程度はまだ低いのが現状です。日本でも、2000年末に動物愛護法が施行され、ペットの飼主に対しての義務として、所有者がわかるような処置を施すことが求められました。それにともない少しずつマイクロチップに対する認識が広がってきています。

ライフチップは国際規格に準じたマイクロチップであること、体内での移動防止が施されていること、チップングされたペットのデータベースによる検索が動物病院で使用しやすいことから、諸外国と同様に日本でも一番使用されています。ちなみに、ライフチップのID番号を読み取るリーダーの動物病院での設置は、全国で約800軒、普及度は約10%です(全国の小動物病院は約8,000軒)。地域によっても普及度に大きな開きがあり、阪神大震災の影響でしょうか兵庫県ではほとんどの動物病院に設置されています。愛知県、大阪府も他県よりは普及度が高い地域です。その地域の獣医師会の要請で、動物保護管理センター(都道府県、政令都市にある)にリーダーが設置されている所もあります。

マイクロチップが法的に義務化されていない日本の現状では、飼主への情報提供、獣医師の協力、役所を含む動物保護関係者の理解が普及の鍵ではないかと思います。

なお、近い将来にはペットの体温測定ができるマイクロチップとか、人工衛星のGPS機能を利用しペットの居場所をパソコ

ンで確認できるマイクロチップも開発されています。また、電子カルテと連携することにより、動物病院でのサービス向上に役立つこともできます。また最近急速に普及し出した“動物の為の健康保険”などでは個体の識別手段としての認識も高まっています。(マイクロチップを入れてあると払い戻し額が多い?など)まさに、「21世紀の動物愛護はライフチップ(マイクロチップ)から」ではないでしょうか。

2) マイクロチップの必要性

ペットにマイクロチップのチップングを行う目的は、国際的には一般に次の3点から行われています。

① 伝染病のコントロール

現在、日本では狂犬病の予防と犬の登録に鑑札が利用されていますが、鑑札に替わるマイクロチップを利用することで接種状況と飼主情報を容易に検索できることから、諸外国ではマイクロチップを義務付けしています。

1957年以降、日本では人、犬において狂犬病の発生は認められていませんが、1999年に韓国では狂犬病による死者が発生しています。日本では、2000年の登録犬数は588万頭、狂犬病予防注射頭数は461万頭で接種率は79.7%ですが、日本には約1,000万頭の犬がいることを考えると接種率は約半分になり、国際化が進んだ現状では、心もとない状況です(獣医師仲間では、狂牛病、新型肺炎の次は狂犬病の発生ではないかと心配しています)。

② 犬の管理

野良犬の頭数は国によってこととなりますが、一般に飼主のいない、望ましくないものと考えられています。飼主を発見できれば、情報がわからないために安楽死させられる犬の数を減らすことができます。ちなみに、台湾では路上の犬が、飼い犬か野良犬か区別するうえでもマイクロチップを導入した経緯もあります(数年前の台湾大震災の年に)。

③ 動物愛護の観点

動物愛護上の主要な問題は、飼主の責任を確実なものとし、飼主の対応を改善することにあります。飼主が注意深く、思いやりを持っていても、毎年多くのペットが迷子になっており、地域の動物保護管理センター、ARKのような動物愛護団体の大変な努力にもかかわらず飼主が見つかりません。簡単に読み出せる標識(マイクロチップ)と効率の良いデータベースがあれば、飼主を発見できます。なお、多くの国では動物愛護の法律はありますが、それでも残念ながら、動物に対する虐待行為が生じています。問題の犬が登録されておらず、識別できないために飼主は事件を法廷に持ち込むことができず、その多くは未解決のままです。

また、飼主を発見することができるなら、犬がいなくなったので捨てるというケースを減らすこともできます。日本では2000年度に、151,574頭の犬が捕獲され、15,336頭が飼主に返還されています(返還率10.1%)

東田獣医科 獣医師 東田和弘

